

所屬		下		官		兵		所屬別	
所屬	下	標準	金額	人員	標準	金額	合計	金額	別
鎮海要港部	一三	五〇〇	六五〇	五七	二五〇	一四二五〇	二〇	七五〇	(別)
鎮海防備隊	五二	五〇〇	三〇〇〇	一八三	二五〇	四五七五〇	七一	七五〇	(別)
鎮海無線電信所	二	五〇〇	一〇〇〇	三	二五〇	七五〇	一	七五〇	(別)
第十七駆逐隊	一〇四	五〇〇	五〇〇〇	二九七	二五〇	七四二五〇	一一五	二五〇	(別)
合計	一七一		八五五〇〇	五四〇	一三五〇〇	二二〇	二二〇	五〇〇	(別)

酒糧料所屬別金額調(昭和三年七月十六日現在)

海軍

人事局

練習艦隊司令官

昭和三年十一月三日 横須賀海軍工廠

練習艦隊司令官

海軍省副官殿

酒饌料ニ關スル件

官房第二八三五號ノ一二ニ依ル酒饌料ハ別紙精算

書ノ通配付致候

右通報ス

追而殘額金拾九圓七拾五錢ハ直接經理局宛ニ送

付可致候

(別紙精算書一通添)

(終)

海軍

昭和三年十一月二十六日

海軍省 庶務課

長

第一遣外艦隊第二〇二號 二

昭和三年十二月百上海旗艦文相

第一遣外艦隊司令官

海軍大臣 殿

第二課長

加藤

加藤

官房第二八三五號一〇ニ依ル御下賜酒饌料精算書

別紙ノ通ニ有之候

右報告ス

一ノ下 一課長 殿

(終)

第一遣外艦隊司令官印

人事局 4.2.9. 第二課

海軍 一月八日

伏見	鳥羽	比良	堅田	保津	勢多	浦風	嵯峨	安宅	矢矧	利根	所轄	酒 饌料 精算書
九	七	一〇	一〇	一一	一〇	二六	一七	一四	六一	四七	下士官	
二八	四四	四三	四三	三八	四四	六八	六二	八四	三四六	三八九	兵	
三七	五一	五三	五三	四九	五四	九四	七九	九八	四〇七	四三六	計	
卷五〇〇	卷四五〇	卷五七五〇	卷五七五〇	卷五〇〇	卷六〇〇	卷〇〇〇	卷四〇〇	卷八〇〇	卷七〇〇	卷貳〇七五〇	金額	
											記事	

海軍

0378

人宣局長

大正海軍事務長

副官

三二一八

舞鶴要港部副官宛
五三〇分 京都 着

舞鶴要港部副官宛

海軍省副官宛

官房第三三五号ノ一酒饌科、付中(部内限判任
官待遇以上ノ者ヲ付ク)有ルハ軍属タル者ニ限リ
其ハ海人第六号ノ部内限リノ待遇者ナリヤ

委員

区電

音島副官宛

有副官

三二一八 正七 音島

及部内派ノ待遇者ヲ念ハ舞鶴ト示知ス
リタシ

海

舞鶴

大

横造半葉十三行野紙

6480

電報

紙 達 送 報 電

リム 一三五 マイツ ルムセン 三七 ラ 〇五〇八

ケウトシフヤマチニシ ヨウクダ ル 付當日受信せしものは月日を記入

サウフミリヨカン

カイダ シヨフツカン

1828

官 報

注 意

- ニ 受付時刻の表示中「ヨ」とあるは午
- 前「フ」とあるは午後を示す
- 三 若し他人に宛てたるものなるときは其の旨附箋し直に配達局所へ返戻せられたし

カシホ ウタ イニハ五五ヲ ウノニシニセリヨウノケンチウ
 ムカツコ、フ ナイカヤ リハニミンカンタイク ウイシ ヨウノ
 モノヨマクム、カツコ、トアルハク シンク クタルモノニカヤル
 ヤアルハカイシ シンク イニハ六六ヲ ウノカ ナイカヤ リノタイ

コ五、三〇

五



大新

0380

電報送達紙

ウシヤナリヤノマイヨフカ

ニ

注意

- 一 受付當日受信せしものは月日を記入せす
- 二 受付時刻の表示中「ヨ」とあるは午前、「フ」とあるは午後を示す
- 三 若し他人に宛てたるものなるときは其の旨附箋し直に宛達局所へ返戻せられたし

9

大正十五年十二月廿四日

省 信 遞

第四十



人事局

0382

昭和三年十一月十五

日 午前 午後 二時一三分

海軍省 著

發信者 皇領守府副官

受信者 海軍省副官

電報譯 (騰平)

部内限奉任待遇ニハ下士官ト同額ノ酒饌料アリ
ト解釋ス差支無キヤ

三十五

電報

省副官

皇領守府

酒饌料ノ件ニ由解釋通商可也

多ク
年俸別表ニ由テ

海軍

横濱牛乳十三行紙

省副官

人事局

第一課長

局員

昭和三年十月十五日

省副官

經世海防事務副官宛

昭和參年十月十五日發布濟

西條料二園云々件

不日少頃換第回八五ノ一ノ七出與房部部浪利任事
約過以上三三部浪奏任官節過一其ヲ包含スルノニ外
右回答ス

(終)

官房第二課長

海軍

續造半葉十三行紙

金字一月十日

大臣官房 8.11.20 記録室



佐鎮第

1215 號ノ七ノ七

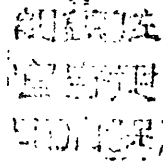
昭和三年十一月九日

佐世保鎮守府副官

海軍省副官殿

酒饌料ニ關スル件

十一月六日附官房第二八三五號ノ一一本府參謀長宛依命申進ノ首題ノ
 件左記中下士官相當ノ軍屬（部内限判任官待遇以上ノ者ヲ含ム）トハ
 部内限奏任官待遇者ヲ含ム義ト解シ左支ナキモノト存候得共一應御意
 見承知致度
 右爲念照會ス



二八三五 號ノ一一

終